

多治見市安土桃山陶磁の里公園 作陶施設管理仕様書

多治見市安土桃山の里公園作陶施設（以下「作陶施設」という。）の管理は、本仕様書を基準とする。

1. 対象施設

| | | | |
|------|----------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 名称 | 多治見市安土桃山陶磁の里作陶施設 | | |
| 所在地 | 多治見市東町1丁目9番地の32（公園所在地番） | | |
| 設置目的 | 作陶体験施設として産業観光に寄与することを目的とする | | |
| 施設内容 | ・作陶施設 木造瓦葺平屋建 | 120.61 m ² （建築面積） | |
| | ・休憩室 同上 | 39.74 m ² （建築面積） | 2棟計 160.35 m ² |
| | ・トイレ 同上 | | |
| 管理期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間） | | |

2. 管理の基本

- ・作陶体験施設として適正な管理を行い、産業観光に寄与するよう努めること
- ・安全、快適な利用に配慮し、施設及び設備の保安点検、清掃等を心掛けること
- ・都市公園「安土桃山陶磁の里公園」内に設置された施設（公園施設）であり、施設の管理は、都市公園法その他関連法規の定めを順守すること

3. 管理事項

①作陶事業の実施

広く一般を対象に陶器の制作（粘土成形等）を体験させ、利用者の制作した陶品を焼成して引き渡す。

②施設の保守管理

作陶施設及び設備を適切に保つため、施設設備の保安、安全に配慮し、必要な保守点検を実施する。

③施設及び周辺部の美化清掃

利用者にとって快適な施設となるよう、必要に応じて、施設及び周辺部の美化清掃を行う。

④その他必要な業務

上記のほか、施設の管理に必要な業務を実施する。また、施設利用者の増加、産業観光効果が見込まれる関連事業を実施することができる。

4. 施設について

- ① 開館時間及び休館日は、現行設定を基準とする。ただし、近隣の産業観光施設及び市内作陶体験施設との比して著しく乖離しない範囲内で変更することができる。
- ② 作陶施設の利用料（作陶料金）は、現行設定を基準とする。ただし、市内の同種施設と均衡が図られる範囲において変更することができる。
- ③ 施設を管理する者（以下「管理者」という。）は、次の費用を負担するものとする。
 - ・施設使用料（占用料）…年額 384,840 円
 - ・光熱水費及び通信費
 - ・修繕費等…軽微な施設修繕（5万円未満）や備品の修理、消耗品の取り替え等（5万円以上の修繕に関しては、多治見市と協議すること）